

大分県報

令和八年
号外（五八）
八月十二日

（水曜日）

目次

規 則	
児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正	一
児童福祉法施行細則の一部改正	一
大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	一
土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正	一

○規 則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十六号

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式の六中「80759千円」を「8276千5百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の児童福祉法施行細則第四号様式の六の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十八号

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五号様式裏面及び第十二号様式裏面中「貯蓄準備金」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第五号様式及び第十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十九号

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

令和八年八月十二日

大分県報号外（規則）

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第十八条第十七項前段」を「第十八条第十八項前段」に改め、同条第六号中「第十八条第十七項後段」を「第十八条第十八項後段」に改め、同条第二十四号中「第十八条第十七項前段」を「第十八条第十八項前段」に改め、同条第二十五号中「第十八条第十七項後段」を「第十八条第十八項後段」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「第18条第17項前段」を「第18条第18項前段」に改める。

第六号様式中「第18条第17項後段」を「第18条第18項後段」に改める。

第二十四号様式中「第18条第17項前段」を「第18条第18項前段」に改める。

第二十五号様式中「第18条第17項後段」を「第18条第18項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。